

## 愛媛大学学術支援センター施設利用規程

平成27年4月1日  
規則第 34 号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学学術支援センター規則第12条の規定に基づき、愛媛大学学術支援センター（以下「センター」という。）の施設（以下「センター施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 センター施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、遺伝子組換え実験を行う場合にあつては愛媛大学遺伝子組換え実験安全管理規程（以下「管理規程」という。）に基づき承認された実験計画の実験責任者及び実験従事者、放射性同位元素の使用にあつてはセンターの地区別に制定している各放射性同位元素施設放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に規定する放射線業務従事者として登録された者でなければならない。

(1) 愛媛大学の職員及び学生

(2) その他学術支援センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、教育訓練を目的とする場合は、センター長の許可を得て、当該指導教員の指導の下でセンター施設を利用することができる。

(機器取扱責任者)

第3条 センター長は、機器の操作及び維持並びに利用者の指導に関する業務を行わせるため、機器取扱責任者を置くことができる。

(利用の申請)

第4条 センター施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、当該実験に責任を持つ職員（以下「利用責任者」という。）を通して、所定のセンター施設利用申請書（以下「申請書」という。）をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、遺伝子組換え実験を行う場合は、管理規程第12条の規定による申請を行わなければならない。

2 放射性同位元素の使用を希望する者は、毎年度、センター長が定める期日までに予防規程第13条の規定による放射線業務従事者としての登録をしなければならない。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条第1項に規定する申請が適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を利用責任者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認した場合の利用期間は、当該年度内とする。

(変更の届出及び承認)

第6条 利用責任者は、申請書等の記載内容を変更しようとする場合は、センター長に届け出て、改めて承認を得なければならない。

(規則等の遵守)

第7条 利用者は、この規程に定めるもののほか、遺伝子組換え実験にあつては「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号。以下「法律」という。）、この法律に関連した省令・告示（以下「省令等」という。）及び管理規程を、放射性同位元素を使用する実験にあつては予防規程を、動物実験にあつては動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）を遵守するとともに、

センター長が別に定める利用上の注意事項等に従って行わなければならない。

(終了又は中止による処置等)

第8条 利用者は、実験を終了又は中止したときは、速やかに実験区域内を原状に復さなければならない。この場合において、遺伝子組換え実験にあつてはその生物に由来するすべての廃棄物の処理及び他の汚染された機器の消毒等は法律、省令等に、放射性同位元素を使用した実験にあつては放射性同位元素による汚染の検査及び除去は予防規程に従って実施しなければならない。

2 利用者は、前項に規定する処置終了後、速やかにセンター長に実験の終了又は中止を報告しなければならない。ただし、当該実験が遺伝子組換え実験である場合は、遺伝子組換え実験終了(中止)報告書を併わせて提出しなければならない。

(成果の公表)

第9条 利用者は、センター施設を利用して行った研究等の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にセンター施設を利用した旨を明記し、その論文等の写しをセンター長に提出しなければならない。

(利用承認の取消し等)

第10条 センター長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、その者に係る利用の承認を取り消し、又は利用を一定期間停止することができる。

(1) この規程、法律、省令等、管理規程及び予防規程並びにセンター長の指示に違反したとき。

(2) 利用が申請書等に記載された利用目的と相違したとき。

(3) 利用条件を守らないとき。

(4) センター施設の運営に支障を与えるおそれがあるとき、又はおそれを生じさせたとき。

(損害の弁償)

第11条 利用者は、利用者の責に帰すべき事由により機器又は設備等を滅失し、き損し、又は汚染したときは、利用者はその損害を弁償しなければならない。

(経費の負担)

第12条 利用者は、当該利用に係る必要な経費を、別に定めるところにより負担しなければならない。

(利用者の協力義務)

第13条 利用者は、センター長の指示に従い、センター施設の共同利用設備等の維持管理、講習会又は講演会等の教育訓練への積極的な参加、その他センター施設の運営に関して協力しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センター施設の利用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 愛媛大学総合科学研究支援センター施設利用規程(平成16年規則第187号)は、廃止する。

3 愛媛大学応用タンパク質研究施設利用規程(平成26年規則第165号)は、廃止する。